

外国人留学生のみなさんへ

1. 外国人留学生が「留学」の在留資格で本学の研修生となるためには、クォーターごとに週あたり最低7コマ以上の研修時間が必要です。
2. 専攻分野が明確であり、本学において専攻分野を担当する専任教員と事前に連絡をとり、面談の上、指導教員として指導するとの了解を得ていることが条件です。
ただし、指導教員の了解が取れていても教授会または研究科委員会が認めない場合は受け入れできません。
原則、事務担当部署では指導教員の紹介は行いません。
3. 提出書類の成績証明書は原本を提出すること。万が一、原本しかない場合は、事前に相談すること。
4. 研修生として許可された後、提出書類の記載事項が変更になった場合、必ず教務課窓口へ届け出ること。特に本人住所と保証人の変更は直ちに届け出ること。
5. 研修生として許可された者が、理由もなく長期にわたって研修活動を行わない場合は、その資格を取り消すとともに出入国在留管理局にその旨を報告します。
6. 本学の研修生として受け入れが認められていても、在留資格を保障するものではありません。出入国在留管理局が在留を許可しない場合もあります。

以 上

南山大学 教務課